

高齢者の安全運転を支える対策等の更なる推進を求める意見書

交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、全体に占める75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数の割合は増加している。そこで、国は道路交通法を改正し、平成29年3月から、75歳以上の免許保持者が、認知機能の低下を主な要因とする一定の違反行為をしたときや運転免許証を更新する際の認知機能検査等を義務付け、認知症と判断された場合は、運転免許の取消しや停止の対象とするなどの対策を講じてきたところである。

しかし、本年4月、東京都豊島区池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった痛ましい事故が発生するなど高齢運転者による交通事故は依然として続いており、社会全体で更なる有効な対策を講じていくことは緊急の課題である。

このような中、平成30年12月末時点で約564万人いる75歳以上の運転免許保有者は、今後一層の増加が見込まれていることから、地方自治体や民間事業者と連携し、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進と併せて、運転に不安を持つ高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備するための議論をより一層活発化させる必要がある。

よって、政府においては、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」や既販車への後付けのペダル踏み間違い時加速抑制措置の普及啓発の推進を図るとともに、高齢者を対象とした導入促進施策を検討すること。
- 2 運転免許については、高齢ドライバー専用の新たな運転免許の創設に向けた検討を進めること。
- 3 運転免許を自主返納した高齢者が、普段の日常生活を送ることができるような必要な施策の検討を加速させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）10月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長

（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員